

東京都国民保護計画 変更素案に対する意見募集の結果について

1 意見募集の期間と件数

(1) 募集期間

令和7年1月29日（水）から令和7年2月27日（木）まで

(2) 意見件数

7件

2 ご意見と東京都の考え方

No.	ご意見（概要）	東京都の考え方
1	基地周辺において、市町村との連絡を密にし、ミサイル攻撃への具体的な対策を行っていただきたい。	特定の地域に限らず、各区市町村及び各関係機関等との訓練の実施や避難行動の普及啓発など、平素から関係機関等と連携した取組を実施してまいります。
2	注視区域において、テロや阻害行為の未然の防止対策、注視区域住宅地にふさわしくない建物の制限等のガイドラインの作成をお願いしたい。	注視区域等については、国の基本方針（重要施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地との利用の防止に関する基本方針）において、当該土地等が機能阻害行為に使用されている場合などに、内閣総理大臣が当該土地の利用者等に対して勧告や命令できること等を示しています。 都としては、特定の地域に限らず、国民保護措置を適切に実施するための取組を実施してまいります。
3	基地周辺住民に対して、有事の際の行動計画、強靱化建物マップとルートを図を公示し、有事の際の備えになるようにしていただきたい。	都では、住民等が武力攻撃事態等において適切に行動できるよう、多様な機会を活用し、普及・啓発に取り組んでいます。 特に、弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難先として、コンクリート造りの堅ろうな建築物や地下施設を緊急一時避難施設として指定しており、施設情報は東京都防災ホームページで公表しているほか、内閣官房国民保護ポータルサイトでは、地図から避難施設を検索することが可能です。

No.	ご意見（概要）	東京都の考え方
4	注視区域内の住民保護のためのシェルター整備を検討していただきたい。	都では、弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難先として、コンクリート造りの堅ろうな建築物や地下施設を緊急一時避難施設として指定する取組を進めています。加えて、より安全に避難できる施設の整備に向けたモデル事業を実施しています。
5	武力攻撃等による人的及び物的被害の状況等について収集する際には、平素から施設の機械警備・常駐警備を実施している警備事業者を活用していただきたい。	武力攻撃事態等において、指定（地方）公共機関以外の民間事業者の活用は想定しておりません。 ただし、テロ等対策に関する関係機関等の枠組みを活用し、平素から大規模集客施設などの民間事業者との連携を実施してまいります。
6	今後、東京都でも特定臨時避難施設の設置を検討する際には、運用・管理等に警備事業者等の活用を検討していただきたい。	現時点で東京都は、特定臨時避難施設の整備の対象外です。 都では、弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難先として、コンクリート造りの堅ろうな建築物や地下施設を緊急一時避難施設と指定し、その確保に取り組んでいます。また、より安全に避難できる施設の整備に向けたモデル事業を実施しています。
7	鉄道の地下化は、シェルターとしての活用、災害時の物資輸送、踏切の解消などメリットが大きいため検討していただきたい。	弾道ミサイル等の攻撃に対しては、コンクリート造りの堅ろうな建築物や地下施設への避難が重要との認識のもと、都では、普及・啓発や緊急一時避難施設の確保に取り組んでいます。 また、都営地下鉄麻布十番駅防災倉庫において、より安全に避難できる施設の整備に向けたモデル事業を実施しています。